

事業報告書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 信合会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

(3) 設立認可年月日 平成25年 9月13日

(4) 設立登記年月日 平成25年 9月27日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人信合会 さとう歯科	4211131832	長崎県西彼杵郡時津町 浦郷272番地1	一般病床 0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務） 無
- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務） 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項
- 令和6年9月 9日 令和5年度決算の決定の承認
- 理事及び監事の任期満了に伴う選任の承認

法人名 医療法人 信合会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

貸 借 対 照 表

(令和7年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	64,822	I 流 動 負 債	4,848
II 固 定 資 産	39,067	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	38,817	負 債 合 計	4,848
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	250	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	
		II 利 益 積 立 金	99,041
		1 代 替 基 金	8,000
		2 その他利益積立金	91,041
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	
		純 資 産 合 計	99,041
資 産 合 計	103,889	負債・純資産合計	103,889

法人名 医療法人 信合会
所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	67,755
2 事業費用	55,702
本来業務事業利益	12,053
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	12,053
II 事業外収益	1,708
III 事業外費用	59
経常利益	13,702
IV 特別利益	492
V 特別損失	0
税引前当期純利益	14,194
法人税等	3,183
当期純利益	11,011

法人名 医療法人 信合会
所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷272番地1

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和7年7月31日現在)

1. 資 産 額	103,889 千円
2. 負 債 額	4,848 千円
3. 純 資 産 額	99,041 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	64,822
B 固 定 資 産	39,067
C 資 産 合 計 (A + B)	103,889
D 負 債 合 計	4,848
E 純 資 産 (C - D)	99,041

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 信合会

理事長 佐 藤 恭 次 殿

私は、医療法人 信合会の令和6年会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年9月 25 日

医療法人 信合会

監 事 吉 田 ス エ